

毎週火、金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則
鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則
恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則
鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則
昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例等の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

規則

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

鳥取県規則第六十四号

鳥取県恩給給与細則の一部を改正する規則

鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十条ノ十一、」の下に「第十条ノ十二、」を加える。

別記中第十八号様式の三の次に次の二様式を加える。
第十八号様式の三の二

昭和二十八年法律第百五十五号附則第四十三条第一項に規定する場合の普通恩給失権事由非該当申立書

昭和二十八年法律第百五十五号附則第四十三条第一項に規定する場合の刑に關する申立書に記載の刑以外に恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日 氏 名

第十八号様式の三の三

昭和二十八年法律第五十五号附則第四十三条第一項に規定する普通恩給失権事由非該当申立書

右の者は、年 月 日(官職)を退職後死亡までの間に、昭和二十八年法律第五十五号附則第四十三条第一項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日 氏 名 印

第十八号様式の十二の次に次の四様式を加える。

第十八号様式の十三

昭和二十八年法律第五十五号附則第四十三条第一項に規定する場合の刑に関する申立書

年 月 日(罪名)により禁錮 年 月の刑に処せられたが、年 月 日執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと 赦により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 印

第十八号様式の十四

昭和二十八年法律第五十五号附則第四十三条第一項に規定する場合の刑に関する申立書

右の者は、年 月 日(罪名)により禁錮 年 月の刑に処せられたが、年 月 日執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと 赦により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 印

第十八号様式の十五

昭和二十八年法律第五十五号附則第四十三条第二項に規定する場合の懲戒又は懲罰に関する申立書

年 月 日懲戒の処分により退職したが、当該懲戒が、免除されたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 印

第十八号様式の十六

昭和二十八年法律第五十五号附則第四十三条第二項に規定する場合の懲戒又は懲罰に関する申立書

右の者は、年 月 日懲戒の処分により退職したが、年 月 日当該懲戒が免除されたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 印

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

鳥取県規則第六十五号

恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(目的)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第十四号。以下「法律第十四号」という。)附則第二条、第四条及び第十条の規定により改定すべき恩給であつて知事が裁定するものの改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 法律第十四号附則第二条又は第四条第一項の規定により改定すべき恩給(以下本条及び次条において「改定すべき恩給」という。)であつて、昭和三十七年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たず改定して、その改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書は、それぞれ従前の証書と引き換えに

別記第一号様式

普通恩給金額計算書		交原金庫名	給名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年月日	年月日
下記のとおり取り調べたので給与されたい。		任命権者職名印		印
退職当時の官職名及び生年月日	年月日生歳月	前証書記号		
普通恩給年額	十 万 千 百 十 円	前在職年		
每期給額	万 千 百 十 円 十 銭	前職		
停び支給期間及額	自昭和 年 月 円 至昭和 年 月 円 自昭和 年 月 円 至昭和 年 月 円	前年恩給額		
初期支給額	昭和 年 月 日 円 銭	前年恩給額		
退職年月日及び事由	昭和 年 月 日	前年恩給額		
在職年数	年 月 月	前年恩給額		
算出率	150 = 150 + (加)	前年恩給額		
退職当時の俸給年額		前年恩給額		
恩給法第六十四条による控除額	円 銭 × 15	前年恩給額		
差月数	月 (2月×) (年月退職) (年月再就職)	前年恩給額		
一時恩給基礎俸給	円 銭 1/2 額	前年恩給額		
退職当時の俸給 級 号 給 円 (月額)				
在 職 年 の 内 訳				
実在職年	加 算 年	除 算 年		
始 終 期 年月数	始 終 期 事由 年月数	始 終 期 事由 年月数		
自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日		
自 . . .	自 . . .	自 . . .		

権利者に交付する。

第三条 改定すべき恩給であつて、昭和三十七年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 法律第百十四号附則第十条の規定により改定すべき恩給にかかる恩給金額計算書は、鳥取県恩給給与細則(昭和三十年五月鳥取県規則第二十二号。以下「給与細則」という。)第四条の規定にかかわらず、別記第一号様式又は別記第二号様式によるものとする。

第五条 法律第百十四号附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)及び給与細則の定める例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

00751

在職年	実	始 終 期	年月数
	在	自 年 月 日	
	職	至 年 月 日	
	年	至 年 月 日	
	計		
	計		
年の計算内	加	始 終 期	年月数
	算	自 年 月 日	
	の	至 年 月 日	
	内	至 年 月 日	
	年	至 年 月 日	
	計		
除算年	除	始 終 期	年月数
	算	自 年 月 日	
	年	至 年 月 日	
	年	至 年 月 日	
	年	至 年 月 日	
	計		
退職当時の俸給	級 号給	(月 額)	円

00730

別記第二号様式

扶助料金額計算書		支給 県金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出 年月日	年 月 日
下記のとおり取り調べたので給与されたい。		任命権者 職名印	印
公務員官職氏名			年 月 日生
及び遺族続柄氏名			年 月 日生
名生年月日			年 月 日生
扶助料年額	万 千 百 十 円	每期 給額	万 千 百 十 円 十 銭
起算起月	昭和 年 月	初期 給額	昭和 年 月 月渡 円 銭
退職年月日 及び事由	昭和 年 月 日	権利 発生	昭和 年 月 日
在職年数	年 { 実加除 } 年 月 月	権利 発生	昭和 年 月 日
恩給算出率	150 = 150 + (加)	事由 移 転	昭和 年 月 日
退職当時 俸給年額	円 銭	控除前 算出額	円 銭
基本 給年額	円 銭	普通 控除額	円 銭 × 15
基本 証記号番号	第 号	普通 恩給 年額	月 - 月
普通恩 給年額	十 万 千 百 十 円	差月数	月 (2月×) (年月退職 換算月数) (年月再職就)
普通扶助	普通恩 給の十 分の五	控除 一時恩 給	円 銭 円 銭
公務扶助	第 号 割 円	基礎 俸給	1/2 額
遺族加給	人 員 人 金 額 円	備 考	年令停止による支給額(歳 月) 昭和 年 月まで 年 額 円 每期給額 円
前扶助料証書記号番号	第 号		
前扶助料年額	円		

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

鳥取県規則第六十六号

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の退職年金等を受ける権利の取得の請求)

第四条の二 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号。以下「条例第四十五号」という。)附則第二項の規定による退職年金、通算退職年金又は

公務傷病年金を請求しようとする場合においては、前七条の規定によるのほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第三条の三本文の申立書は、これを添付することを要しない。

一 請求者が刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失つたこと及びその刑の言渡しの効力が失われたものとされたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の七)

二 請求者が退職後前号の申立にかかる刑に処せられたことによるのほか、条例に規定する退職年金又は通算退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の三の二)

2 条例第四十五号附則第三項の規定による退職年金、通算退職年金又は公務傷病年金を請求しようとする場合においては、前七条の規定によるのほか、その恩給の請求書に次の書類を添付しなければならない。ただし、第三条の三本文の申立書は、これを添付する

ことを要しない。

一 請求者が懲戒の処分により退職したことにより恩給を受ける資格を失つたこと及びその懲戒が免除されたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の九)

二 請求者が退職後条例に規定する退職年金又は通算退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の二)

第九条中「在職中の履歴書を添付する場合」の下に「、並びに第十三条の二、第十三条の三、第十四条及び第十四条の二に規定する場合」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失つた者の遺族年金を受ける権利の取得の請求)

第十四条の二 条例第四十五号附則第二項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、前九条の規定によるのほか、遺族年金請求書(別記第八号様

式又は別記第九号様式)に次の書類を添付しなければならない。

ただし、第十三条の二の申立書は、これを添付することを要しない。

一 県吏員等が刑に処せられたことにより恩給を受ける権利又は資格を失つたこと及びその刑の言渡しの効力が失われたものとされたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の八)

二 県吏員等が退職後死亡までの間において前号の申立にかかる刑に処せられたことによるのほか条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の三の三)

三 請求者が県吏員等死亡後条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の四)

2 条例第四十五号附則第三項の規定による遺族年金を請求しようとする場合においては、前九条の規定によ

るのほか、遺族年金請求書(別記第八号様式又は別記第九号様式)に次の書類を添付しなければならない。ただし、第十三条の二の申立書は、これを添付することを要しない。

一 県吏員等が懲戒の処分により退職したことに由り恩給を受ける資格を失つたこと及びその懲戒が免除されたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の十)

二 県吏員等が退職後死亡までの間において条例に規定する退定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の三)

三 請求者が県吏員等死亡後条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当しなかつたことを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の四)

第二十八条の二を第二十八条の三とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(除算された实在職年の算入に伴う措置等による恩給の請求書の添付書類)

第二十八条の二 条例第三十号附則第十二条、条例第二十五条ノ四第三項、条例第二十五条ノ五第二項、条例第三十一号附則第二条又は条例第四十五号附則第二項若しくは第三項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者は、その退職年金又は遺族年金を請求の際、県吏員等退職の時に於いて、退職年金を受ける権利を取得したものとしたならば、条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであつたものであることを明らかにすることができる申立書(別記第十九号様式の五又は別記第十九号様式の六)

別記中第十九号様式の三の次に次の二様式を加える。

第十九号様式の三の二

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の退職年金失権事由非該当申立書

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏

名 ㊦

第十九号様式の三の三

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する退職年金失権非該当申立書

右の者は、年 月 日(職名)を退職後死亡までの間に、昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の刑に関する申立書に記載の刑以外に条例に規定する退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏

名 ㊦

別記中第十九号様式の四の次に次の六様式を加える。
第十九号様式の五

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例以外の法令による退職年金失権事由非該当申立書

年 月 日(職名)を退職した後鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例以外の法令により退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏

名 ㊦

第十九号様式の六

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例以外の法令による退職年金失権事由非該当申立書

右の者は、年 月 日(職名)を退職した後死亡までの間に於いて鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例以外の法令により退職年金を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつたことを申し立てる。

年 月 日

氏

名 ㊦

第十九号様式の七

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の刑に関する申立書

年 月 日(罪名)により禁錮 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日 執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと 赦により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

第十九号様式の八

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第二項に規定する場合の刑に関する申立書

右の者は、 年 月 日(罪名)により禁錮 年 月の刑に処せられたが、 年 月 日 執行猶予の言渡しを取り消されることなくその期間を経過したこと 赦により刑の言渡しの効力が失われたものとされたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

第十九号様式の九

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第三項に規定する場合の懲戒に関する申立書

年 月 日懲戒の処分により退職したが、その懲戒が免除されたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

第十九号様式の十

昭和三十七年十月鳥取県条例第四十五号附則第三項に規定する場合の懲戒に関する申立書

右の者は、 年 月 日懲戒の処分により退職したが、 年 月 日その懲戒が免除されたものであることを申し立てる。

年 月 日 氏 名 ㊦

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則第四十五条の二第一項に規定する書類を同規則第四十五条の三の規定により昭和三十七年九月に提出すべきこととなる受給者については、同条の規定にかかわらず、同年に限り昭和三十八年三月に提出するものとする。

昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例等の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十七年十一月二十二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木 晃

鳥取県規則第六十七号

昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例等の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する規則

(目的)

第一条 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第四十一号。以下「条例第四十一号」という。)
第一条及び第三条並びに鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)
第十九条第五項で準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号)第六十五条第一項にかかる恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律百十四号。以下「法律百十四号」という。)
附則第四条第一項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則の定めるところによる。

(証書の発行及び交付)

第二条 条例第四十一号第一条又は条例第十九条第五項

別記第一号様式

退職年金金額計算書		支給金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおり取り調べたので与えられたい。		任命権者 職名印	
退職当時の職名 及び生年月日		前証書記号 番号	
年月日生 歳月		前在職年	
退職年金年額	十 万 千 百 十 円	前 職	
毎 期 給 額	万 千 百 十 円 十 銭	前 年 給 額	
停止支給期間及 給付年額	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 円 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 円 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日 円	前年給額 傷病年金等 又は公務に 関係する項 目	
初期支給額	昭和 年 月 日 渡 月 分 円 銭		
退職年月日及び 事由	昭和 年 月 日		
在 職 年 数	年 月 日 年 月 日 {実加除}		
算 出 率	150 = 150 + (加)		
退職当時の 給料年額			
控除前の 控除額	円 銭 $\times \frac{1}{15}$		
差 月 数	月 (2月×) (年月 退職) (換算月数) (年月再就職)	退職当時の給料 級 号 給 (月額) 円	
一時金料 基礎給料	円 銭 $\frac{1}{2}$ 額 円 銭		
在 職 年 の 内 訳			
実 在 職 年	加 算 年	除 算 年	
始 終 期 年月数	始 終 期 事由 年月数	始 終 期 事由 年月数	
自 年 月 日 至 . . .	自 年 月 日 至 . . .	自 年 月 日 至 . . .	
自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .	

で準用する恩給法第六十五条第一項にかかる法律百十四号附則第四条第一項の規定により改定すべき恩給(以下本条及び次条において「改定すべき恩給」という。)であつて、昭和三十七年九月三十日以前の日付けのある証書によつて支給するものについては、権利者の請求を待たず改定して、その改定年額を表示した新証書を発行する。

2 前項の新証書は、従前の証書と引き換えに権利者に交付する。

第三条 改定すべき恩給であつて、昭和三十七年十月一日以後裁定するものについては、改定年額及び改定前の年額を表示した証書を発行する。

第四条 条例第四十一号第三条の規定により改定すべき恩給にかかる恩給の金額計算書については、鳥取県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和三十年四月鳥取県規則第十四号。以下「条例施行規則」という。)第三十一条の規定にかかわらず、別記第一号様式又は別記第二号様式によるものとする。

第五条 条例第四十一号又は条例第十九条第五項で準用する恩給法第六十五条第一項にかかる法律百十四号附則第四条第一項の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続については、この規則に別段の定めのない事項については、条例施行規則の定める例による。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

別記第二号様式

遺族年金額計算書		支給金庫名	本(支)金庫
鳥取県知事 殿		提出年月日	年 月 日
下記のとおり取り調べたので給与されたい。		任命権者職名印	印
県吏員等職氏名		年 月 日生	
及び遺族続柄氏名		年 月 日生	
名生年月日		年 月 日生	
遺族年金額	万 千 百 十 円	毎期給額	万 千 百 十 円 十 銭
起算起月	昭和 年 月	初期給額	昭和 年 月 分 円 銭
退職年月日及び事由	昭和 年 月 日	発生	昭和 年 月 日
在職年数	年 月 日 実加除	権利発生	昭和 年 月 日
恩給算出率	150 = 150 + (加)	事由	昭和 年 月 日
退職当時給料年額	円 銭	控除前の算出額	円 銭
基本給料年額	円 銭	控除額	円 銭 × 15
基本証記号番号	第 号	退職年金年額	月 月 月
退職年金年額	十 万 千 百 十 円	差月数	月 (2月×) (年月退職) / (換算月数) (年月再就職)
遺族年金	退職年金の十分の五 円 銭	控除一時金	円 銭 1/2 額 円 銭
公務遺族年金	第 号表制 円	基礎給料	円 銭
遺族加給	人員 人 金額 円	備考	年令停止による支給額(歳月) 昭和 年 月 まで 年 額 円 毎期給額 円
前遺族年金証書番号	第 号		
前遺族年金年額	円		

在職年	実在職年	始 終 期	年月数	
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	計			
	加算内年	加算内年	始 終 期	事由 年月数
		自	年 月 日	
至		年 月 日		
至		年 月 日		
至		年 月 日		
至		年 月 日		
至		年 月 日		
計				
除算年		除算年	始 終 期	事由 年月数
		自	年 月 日	
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	至	年 月 日		
	計			
	退職当時の給料	級 号給	(月額) 円	